

発行全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内) 電 話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集·発行人 西 浦 康 之 印 刷 所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1 部100円) その他一般(定価1 部150円) 毎月1 回15日発行

平成20年度

河川局関係予算概算要求の概要 …抜粋…



千代田新水路(北海道幕別町・音更町・池田町)北海道開発局

目 次	
平成20年度河川局関係予算概算要求の概要…抜粋	2
平成20年度税制改正に関する要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
全水連だより 今後の行事予定	28

平成20年度河川局関係予算概算要求の概要

1. 平成20年度河川局関係予算概算要求の概要

- ○地球温暖化に伴う災害リスクの増大に対応し た防災・減災対策の強化が必要
- ○平成19年にも7月の梅雨前線や台風4号による豪雨により甚大な被害が発生
- ○また、平成19年7月の新潟県中越沖地震において、国としての大規模災害への危機管理対応の重要性が再認識
- ○限られた予算の中、徹底した重点化により戦略的に水害・土砂災害対策を展開するとともに、土地利用を視野に入れた流域一体となった対策を推進

《予算の重点化》

- 地球温暖化に伴う災害リスクの増大に対応 した予防対策の推進 1,115億円 (1.23)
- 流域一体となった水害・土砂災害対策の推進単 949億円(1.27)

1. 重点的な施設整備により国民の安全を確保する 防災対策の推進

ハード整備による治水対策については、国や地域 レベルにおいて生活や社会経済活動に深刻なダメー ジがないよう人口・資産の集積地や拠点施設等を守 る予防対策を重点化して実施し、近年の集中豪雨等 により甚大な被害が発生した地域については、災害 復旧及び再度災害防止を徹底

- ○直轄河川災害関連緊急事業の拡充
- ○改良復旧(災害関連)事業の拡充
- ○海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設

2. ハード・ソフト両面の施策により氾濫しても被害を最小化する減災対策の推進

従来の連続堤による対策だけでなく、土地利用や施設の整備状況などに応じ輪中堤や二線堤を整備するなど、氾濫しても被害を最小化するハード・ソフト一体となった減災対策を積極的に展開

- ○改良復旧事業の拡充 (氾濫流対策の整備)
- ○浸水減災対策推進協議会の設置

- ○河川と下水道の連携による浸水に強い地域づくり
- ○総合流域防災事業の拡充(貯留浸透施設整備の推進)
- ○土砂災害対策の推進による避難困難地における避 難場所の確保・保全
- ○火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定

3. 国の責務としての大規模災害への危機管理対応 の充実

大河川の氾濫や大規模地震等に伴う土砂流出等災害発生時の緊急的な対応及びその後の地域における復旧・復興に当たっては国が積極的に主体的な役割を発揮

- ○危機管理・災害復旧の体制の整備(TEC-FORCE の創設等)
- ○直轄砂防災害関連緊急事業の拡充

4. 歴史、風土等に根ざした美しい国土づくりの推進

景観への配慮、地域の歴史・文化等との調和を図ること等により街並みと一体となった魅力ある風景や多くの人が集まる賑わいの場を整備・保全し、観光の拠点としてまちづくり、地域づくりを支援

- ○魅力ある水辺周遊の総合的支援・推進
- ○地域の環境・文化に根ざした砂防事業の推進(砂 防フィールドミュージアムの整備)
- ○海岸環境整備事業の拡充(海岸利用の活性化による魅力ある地域づくりの支援)
- ○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

5. 新たな維持管理システムの構築

限られた投資余力の中で、できる限りの新規投資 を確保するため、河川の特性や周辺地域の重要度等 を踏まえ、低コスト化や省力化を図りつつ必要な水 準を確保できるよう、新たな維持管理システムを構 築

- ○河川管理施設等の戦略的維持管理
- ○直轄河川維持修繕費及び直轄堰堤維持費の再構築
- ○河川構造物点検の計画的な推進 ~かわドック~
- ○ダムのアセットマネジメント (ダムの長寿命化)
- ○直轄砂防管理費の創設

2. 平成20年度河川局関係予算概算要求総括表

(単位:百万円)

	平 成 2	0 年 度	前	手 度	倍	率
区分	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国 費
	(A)	(B)	(C)	(D)	(A/C)	(B/D)
国 土 基 盤 河 川	784,833	556,918	685,080	[483,932] 469,482	1.15	[1.15]1.19
地 域 河 川	(399,483) 357,407	(209,705) 188,154	(358,537) 320,858	(189,721) 169,935	(1.11) 1.11	(1.11) 1.11
砂防	(256,238) 255,382	(160,545) 160,088	(221,926) 221,086	[140,465] (137,439) 137,005	(1.15) 1.16	[1.14] (1.17) 1.17
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	(48,156) 47,756	(24,288) 24,088	(41,688) 41,338	(21,025) 20,850	(1.16) 1.16	(1.16) 1.16
総合流域防災	(138,021) 134,827	(70,819) 69,175	(122,615) 120,222	(62,519) 61,214	(1.13) 1.12	(1.13) 1.13
海岸	41,218	28,147	35,859	24,220	1.15	1.16
(独) 土 木 研 究 所	2,181	2,181	1,378	1,378	1.58	1.58
小計	(1,670,130) 1,623,604	(1,052,603) 1,028,751	(1,467,083) 1,425,821	[923,260] (905,784) 884,084	(1.14) 1.14	[1.14] (1.16) 1.16
(再掲) 治 山 治 水	1,556,309	990,075	1,368,267	851,599	1.14	1.16
治水	1,442,119	926,239	1,268,700	796,297	1.14	1.16
海岸	41,218	28,147	35,859	24,220	1.15	1.16
急傾斜地崩壊対策等	72,972	35,689	63,708	31,082	1.15	1.15
都市水環境整備事業	67,295	38,676	57,554	32,485	1.17	1.19
特定治水施設等整備事業	46,526	23,852	41,262	21,700	1.13	1.10
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	17,732	9,200	17,569	9,200	1.01	1.00
下水道関連特定治水施設整 備 事 業	28,794	14,652	23,693	12,500	1.22	1.17
計	1,670,130	1,052,603	1,467,083	905,784	1.14	1.16
災害復旧関係事業	61,346	50,602	61,952	50,602	0.99	1.00
災 害 復 旧	45,662	38,025	41,637	35,037	1.10	1.09
災 害 関 連	15,684	12,577	20,315	15,565	0.77	0.81
合 計	1,731,476	1,103,205	1,529,035	956,386	1.13	1.15
〔重点施策推進要望枠〕	(78,816)	[49,641]	_	_	_	_

- (注) 1. 国費は一般会計ベースである。前年度国費の[] 書きは前年度剰余金等を含む。
 - 2. 各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成20年度52,332百万円、前年度53,132百万円)国費(平成20年度28,265百万円、前年度28,265百万円))を含んだ額である。
 - 3. 上段() 書は、特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。
 - 4. 「国土基盤河川」は一級河川(指定区間を除く)、指定河川及び権限代行区間の河川に係る事業である。「地域河川」は「国土基盤河川」及び「総合流域防災事業」以外の河川に係る事業である。
 - 5. 「国土基盤河川」には建設機械整備費(事業費(平成20年度3,220百万円、前年度2,933百万円)国費(平成20年度1,832百万円、前年度1,668百万円))を含む。
 - 6. 「国土基盤河川」には横断的調査費(事業費(平成20年度235百万円)国費(平成20年度235百万円))を含む。

3. 河川行政の今後の展開

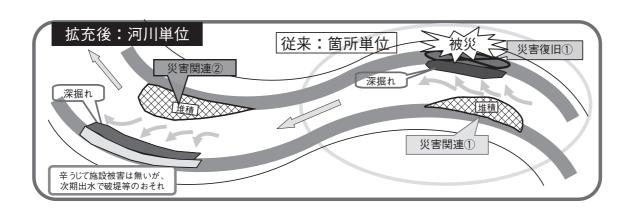
(1) 重点的な施設整備により国民の安全を確保 する防災対策の推進

災害が発生した箇所について事後対策を講ずるこ とは、多大なコストを要することから、災害を未然 に防ぐための予防対策を重視する。この際、ハード 整備による治水対策については、限られた予算の中、 国や地域レベルにおいて生活や社会経済活動に深刻 なダメージがないよう人口・資産の集積地や拠点施 設等を守る対策を重点化して実施する。

また、近年の集中豪雨等により甚大な被害が発生し た地域については、原形復旧のみにとどめることな く、被災状況等を総合的に勘案し、被害を最大限回 避するための対策を推進する。

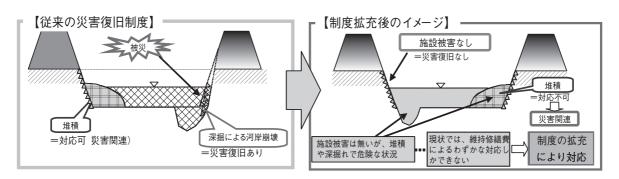
○直轄河川災害関連緊急事業の拡充

施設被害を辛うじて免れた箇所においても、次期 出水で破堤等の重大災害に繋がるおそれのある深掘 れや大量の土砂堆積の対策について、必要な要件を 満たせば災害関連緊急事業で実施可能とする。



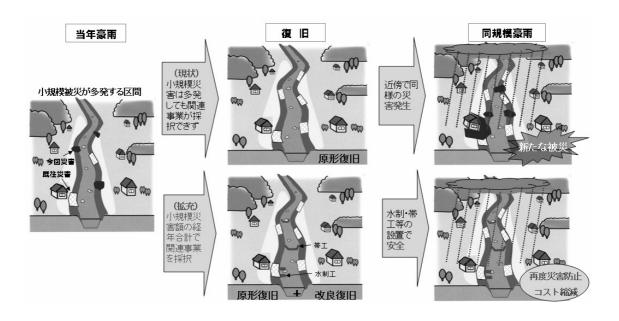
治

水



○改良復旧(災害関連)事業の拡充

河床変動による小規模災害が経年的に発生してい る区間(河床変動抑制を図る箇所)において、河床 変動の制御を目的とした水制・帯工等を設置する災 害関連事業を、当年より過去3年間の災害復旧費の 合計額を上限として採択することができるよう事業 制度を拡充する。



○海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設

老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下 し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸におい て、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対 策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に実 施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設する。



堤防の波返工が損傷



堤防の表法被覆工が損傷

ハード・ソフト両面の施策により氾濫し ても被害を最小化する減災対策の推進

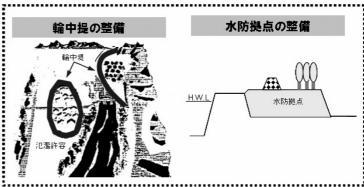
従来の連続堤による対策だけでなく、土地利用や 施設の整備状況などに応じ輪中堤や二線堤を整備す るなど、氾濫しても被害を最小化するハード・ソフ

ト一体となった減災対策を積極的に展開する。

○改良復旧事業の拡充 (氾濫流対策の整備)

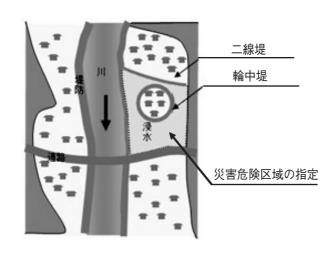
越水による甚大な被害が発生した場合などにおい ては、氾濫流対策 (輪中堤・水防拠点) を取り込ん だ改良復旧事業(災害助成・災害関連)を必要に応 じて実施できるよう事業制度を拡充する。





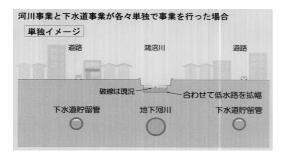
○浸水減災対策推進協議会の設置

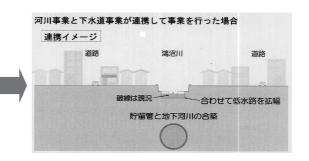
土地利用一体型水防災事業等により輪中堤や宅地 嵩上げの整備等の減災対策を行う地域については、 浸水減災対策推進協議会を設置し、河川管理者とソ フト対策等の実施主体者が、相互の連絡調整・協議 を行うことにより、災害危険区域の指定等のソフト 対策を強力に推進する。



○河川と下水道の連携による浸水に強い地域づくり 都市水害総合対策事業を推進することにより、 トータル費用の縮減、既存ストックの有効活用を図 りつつ、浸水被害対策を実施する。

- ① 河川施設と下水道施設の連携
- ・近接する河川調節池と下水道調節池をネット ワーク連絡管等で結び一体的に運用
 - ⇒ 降雨パターンの違いを利用し、河川貯留施 設及び下水道貯留施設を効率的に活用
- ② 河川・下水道共同利用施設の新規建設
- 両事業に効果を発現する施設を双方の予算で建設・管理
 - ⇒ 地下河川と下水道貯留管を合築して共同利 用





<鴻沼川(河川)と下水道貯留管の連携イメージ>

総合流域防災事業の拡充(貯留浸透施設整備の推進)

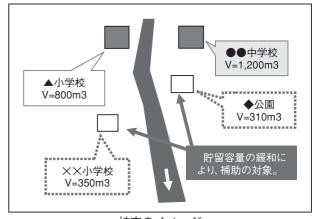
都市部における一定規模以上の学校・公園等の適 地が減少していることにより貯留浸透施設の整備が



校庭の雨水貯留

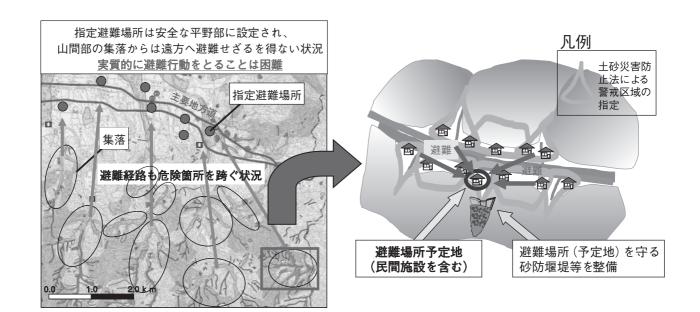
○土砂災害対策の推進による避難困難地における避難場所の確保・保全

ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進 する観点から、土砂災害に対する安全な避難所がな く、災害時に安全かつ迅速に避難することが困難な 中山間地域の集落等において、保全対象が市町村地 遅れている現状である。このため、三大都市圏内の 府県庁所在地、東京都特別区及び政令市における整 備を推進するため、貯留浸透施設整備の採択要件を 緩和し制度を拡充する。



拡充のイメージ

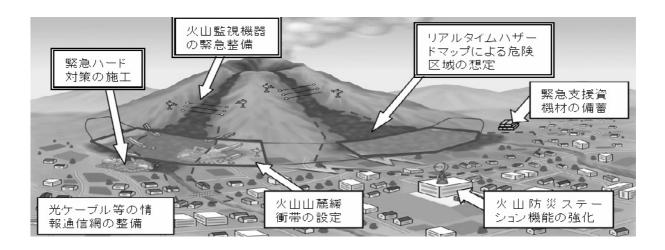
域防災計画へ指定されることが確実な避難場所(予定地)であっても、砂防設備等を整備できるよう、砂防事業費補助等の採択基準の拡充を図り、市町村による新たな避難場所の指定を促し、もって集落全体の警戒避難体制の強化を図る。



水

○火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定

火山噴火時に発生が想定される溶岩流、火山泥流、 土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、国 及び都道府県の砂防部局において火山毎に、緊急 ハード対策の施工やリアルタイムハザードマップに よる危険区域の設定などの火山噴火時の緊急対応や 平常時からの準備事項等、ハード・ソフト対策から なる火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を推進す る。

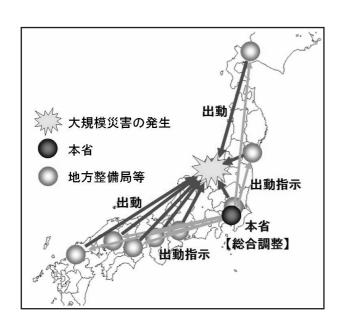


治

(3) 国の責務としての大規模災害への危機管理 対応の充実

大河川の氾濫や大規模地震等に伴う土砂流出等災害発生時の緊急的な対応及びその後の地域における復旧・復興に当たっては国が積極的に主体的な役割を発揮する。

○ 危機管理・災害復旧の体制の整備(TECFORCEの創設等)



大規模な地震、水害、土砂災害等が発生した場合に、全国から的確に人員・資機材を派遣し、国が主体的に緊急調査を実施するとともに、地方公共団体と連携して必要な緊急応急対策を実施する。

◎人員の派遣体制の整備

整備局職員、国総研、資機材操作員(民間)からなる緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE*)を整備するとともに、初動時の活動費等について予算措置を講ずる。

◎資機材の派遣体制の整備

緊急災害対策派遣隊の活動に必要な資機材を派 遣、運用するための体制を整備する(総合政策局 と連携)。

- 災害復旧に係る資機材に対応できる専門技術 者の育成支援
- ・民間保有建設機械等の調達支援ネットワーク の形成 等

◎派遣隊の受け入れ体制の整備

防災ステーション、道の駅などの公共空間を活用した広域支援の受入れ体制を整備する。

◎堤防決壊時の緊急対策の事前シミュレーションの実施

河川管理者としての危機意識の保持、対策技術 の体系的整理に基づく技術水準の維持・向上を目 的とし、全河川事務所においてシミュレーション の実施と評価を行う。

○直轄砂防災害関連緊急事業の拡充

平成16年新潟県中越地震の際に発生した河道閉塞 に伴う天然ダムのような大規模土砂災害が発生した 際に、二次災害防止の観点からなされるべき応急措 置(天然ダムの決壊防止のためのポンプ排水や緊急 開削など)について、国が迅速に実施できるよう、 直轄砂防災害関連緊急事業に関して、大規模な土砂 災害時に対する応急措置に限り箇所あたりの事業費 の要件を適用しないよう拡充を実施することによ り、迅速かつ的確に対策工事を実施する。

発災後 ○ヘリコプターによる緊急調査 の調査

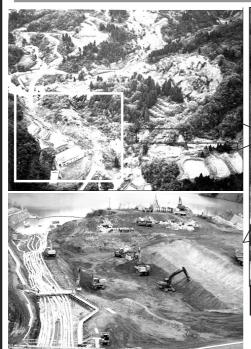
○踏査による緊急調査

現場特定 後観測

○天然ダム等の湛水位の把握 ○地すべりの移動量観測

現場での応急措置

- ○天然ダムの決壊防止(ポンプによる排水及び緊急開削など)
- ○応急対応時の安全確保(土石流センサー・伸縮計)
- ○その他応急措置(緊急排土・押え盛土・大型土のう設置)



ポンプによる排水及び緊急開削



直轄砂防災害関連 緊急事業(拡充)

復興・恒久対策

○砂防えん堤の整備○地すべり防止施設の整備



(4) 歴史、風土等に根ざした美しい国土づくり の推進

景観への配慮、地域の歴史・文化等との調和を図ることにより街並みと一体となった魅力ある風景や多くの人が集まる賑わいの場を整備・保全し、観光の拠点としてまちづくり、地域づくりを支援する。

○魅力ある水辺周遊の総合的支援・推進

余暇の充実や健康増進への国民意識の高まりを踏まえ、河川・砂防・海岸といった水辺の施設・空間

を快適に周遊する取り組みをハード・ソフトの両面 から総合的に支援・推進する。

対象エリアについては、水辺プラザ、桜づつみ、 海辺のふれあいゾーン等の水辺整備を推進するとと もに、自然体験、フィールドミュージアム等におい て水に関連する情報・知識の提供や、ダム堤体や貯 水池の開放実験など民間活力を導入したサービスの 向上を図り、それらの施設をフットパスや水陸両用 バスの運行等でつなぐなど、総合的な取り組みを行 うことで、魅力ある水辺の周遊を実現する。

フットパス



つたえる





水陸両用バス





海辺のふれあいゾーン

陸両用バス │ 自然体験・環境学習

○地域の環境・文化に根ざした砂防事業の推進 (砂防フィールドミュージアムの整備)

砂防事業を必要とする地域は土砂災害が発生しやすい地域である一方、荒々しい自然やその変化は景観やレクリエーション等に優れた適地である。地域における砂防設備は土砂流出の変動をおさえ、自然の復元の一環を担っており、周辺の優れた景観や自然環境に溶け込み、地域を守ってきた歴史的な砂防設備として文化財に登録されているものもある。これらを観光資源の核と位置づけ、新たな交流の場の形成に資するため、自然や史跡、歴史的砂防設備等を面的に結ぶ地域と連携した環境整備等を促進する。



地域を守る歴史的砂防えん堤 (富山県 白岩砂防えん堤)

○海岸環境整備事業の拡充(海岸利用の活性化による魅力ある地域づくりの支援)

貴重な場である砂浜を有する海岸の利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与するためには、個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことが重要である。

このため、広域的な一連の海岸を対象として、近 隣市町村や多様な関係者が協働して行う海岸利用活 性化計画の策定とこの計画に基づいた海岸保全施設 や海岸利用者向けの利便施設の整備を支援する。

○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図る。



広域的な一連の 海岸を対象

多様な関係者が協働して 行う計画づくりを支援

海岸保全施設や利便施 設の整備を補助





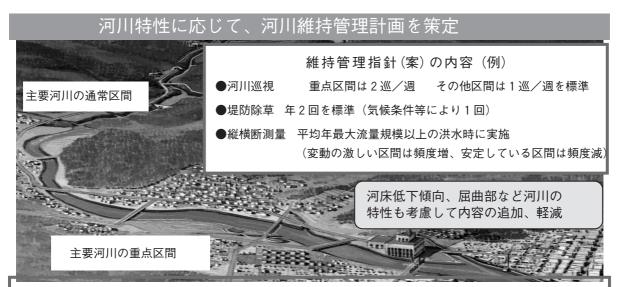
<広範囲にわたる海岸漂着ゴミや流木等への対応>

(5) 新たな維持管理システムの構築

限られた投資余力の中で、できる限りの新規投資 を確保するため、河川の特性、周辺地域の重要度等 を踏まえ、低コスト化や省力化を図りつつ必要な水 準を確保できるよう、新たな維持管理システムを構 築する。

○河川管理施設等の戦略的維持管理

効率的・効果的な維持管理の実施のため、国管理河川においては、H19年度より全河川で河川維持管理計画を作成・試行しており、都道府県管理河川においても同計画の作成・試行が進むよう、策定にインセンティブを与える取り組みを実施する。



○都道府県管理河川において河川維持管理計画の策定にインセンティブを与え、強力に推進

•大規模河川管理施設機能確保事業(補助事業)における義務化

・災害復旧事業にかかる手続き等を円滑化する

現状

被災前の写真・測量成果及び住民からの 証言に基づき被災前の状態を確認

→多大な時間と労力



インセンティブ

河川維持管理計画及び実施結果により、被災前の状況を確認

→作業時間の短縮、手続きの円滑化

○直轄河川維持修繕費及び直轄堰堤維持費の再構築

直轄河川維持修繕費及び直轄堰堤維持費の負担のうち、予防的かつ投資的側面を持つ施設の修繕的経費を起債対象とし、都道府県の負担を軽減する。

○河川構造物点検の計画的な推進 ~かわドック~

直轄管理区間において、河川構造物の健康診断「かわドック」を計画的に実施し、河川構造物の健全度の確認を行う。

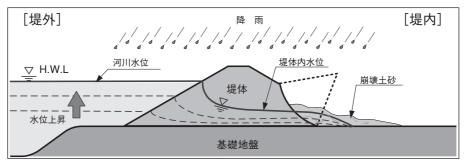
河川構造物の健全度を把握することにより、既存施設の的確で、適切な維持管理を行うとともに、施

設の信頼性向上のための予防的保全対策を計画的に 実施する。

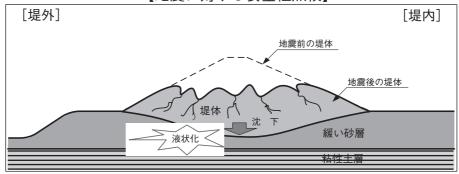
<点検調査を緊急的に実施する項目>

- ①堤防の浸透に対する安全性に関する点検調査を継続して実施
- ②河川構造物のレベル2地震動に対する耐震性能に 関する点検調査を新たに実施
- ③高潮堤防の空洞化等の老朽化に関する点検調査を 新たに実施

【浸透に対する安全性点検】



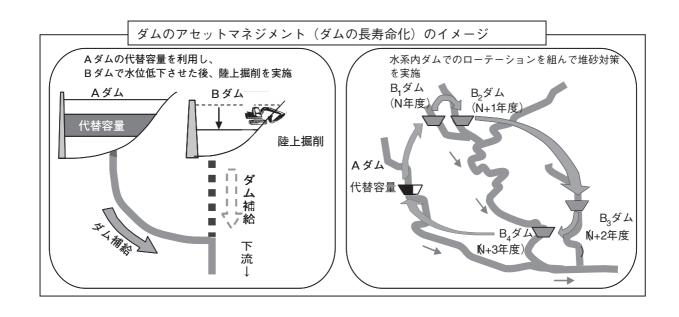
【地震に対する安全性点検】



○ダムのアセットマネジメント (ダムの長寿命化)

ダム本体は、適切な維持管理・更新を行えば、半 永久的にその機能を果たし得る構造物である一方、 堆砂に関しては計画で想定した堆砂容量を適切に見 込んでいるが、それを越え、ダムの効用の長寿命化 を図るためには、有効な堆砂対策を講ずることが必 要である。また、一部のダムでは、水質の悪化が問 題化しているものもあり、抜本的な対策が必要であ る。 複数のダムがある水系においては、代替容量(長寿命化容量)を確保することにより、効率的な堆砂除去を実施し、水系単位におけるダムのライフサイクルコストを低減することが可能となる。一方、貯水池の底質には有機物も含まれ、溶出による水質悪化が懸念されることから、堆砂除去により水質向上も期待される。

また、ダムの機能を半永久的に発揮させるための 新たな評価手法、維持管理、点検検査及び改修に係



る指針等の整備などをはじめ、ダムの健全な長寿命 化を図るための効果的なダムの維持管理システムを 構築する。

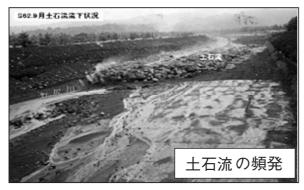
○直轄砂防管理費の創設

土砂災害に対する地域の安全・安心を確保するた め、一定計画に基づく砂防設備の整備が完了した後 も、土砂の流出状況に応じて、適切に設備の管理が 実施されることが必要である。しかしながら、火山

噴火等により継続的かつ大量の土砂流出がある場合 については、当該設備の管理が他の都道府県の利益 を保全する場合、利害関係が一つの都道府県にとど まらない場合、技術的・財政的に著しく困難である 場合等により、一都道府県で設備の機能確保を図っ ていくことが困難であるため、このような箇所につ いては国直轄により砂防設備の管理を行う制度を新 たに創設する。

桜島における無尽蔵の土砂生産に対する除石等の機能確保

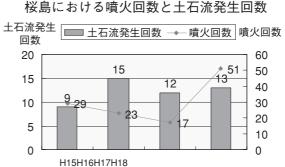












(6) その他の取り組み

○適正な国土保全に向けた総合的な土砂管理の推進 我が国は、地形・地質的に流砂系における土砂移 動量が多い一方で、この土砂移動が、人為的影響に より量または質の面で妨げられ、河床や海岸線が大 きく変化するなどの問題が発生している流砂系があ る。こうした流砂系内における問題は、問題が顕在 化している場所とその原因の所在が異なることが多

土砂移動が健全でないことにより著しい問題が発生している流砂系



具体的な改善目標を設定



問題の例

- ①河川環境の悪化
 - ・ 貴重な環境 (礫河原、湿原等) の消失
 - ・地域の代名詞となる生物の生息環境の悪化
- ②海岸侵食の進行
 - ・国土面積の消失
 - ・美しい景勝地の消失
- ③無尽蔵な土砂生産により 建設・維持管理に莫大なコストが必要
- ◇◇の産卵床が保全できるよう○○する 自然の営力により◇◇海岸が保全できるよう○○する



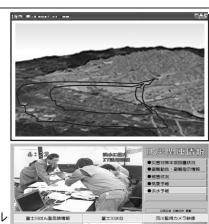
い。このため、問題解決に向けて山地から海岸まで の流砂系全体でとらえ、具体的な改善目標を設定し た上で、目標達成に向けた具体的な計画のもとに関 係者が連携して総合的な土砂管理を推進する。

○「水害の危険度」の分かる詳細な情報提供

河川管理者と各主体(地方公共団体、民間事業者、 住民等)が連携し、確実・円滑な避難の確保、浸水 を防止する施設整備の促進などの各種浸水被害の軽減対策を推進する。

•「危険度」の分かる情報コンテンツの検討 土地利用に応じた地域の「危険度」がわかる詳細 な情報を提供することで、地方公共団体、民間事業 者、住民等の浸水被害の軽減対策を推進する。

- ●想定される浸水の頻度・範囲
- ●建物や避難者に働く力(はん濫流の想定流速、水深)
- ●避難可能な時間(はん濫流の到達時間)
- ●歩行避難困難度等(情報に基づく危険度の考え方)
- ●GPS携帯電話を活用したハザードマップナビゲーション による避難誘導(避難経路の表示等)
- ●避難勧告・指示の考え方
- ●見える洪水予報(浸水区域等の提供による情報のビジュアル
- ●堤防の浸透点検の結果、対策区間の公表



• 「危険度」の分かる情報の公表ツールの検討 災害発生時に住民がより迅速に判断、行動につな

がる「危険度」の分かる情報を迅速かつ広範囲に提 供する。

- ●公共空間における民間施設(電光掲示板等) を利用した防災情報の提供
- ●地下街における館内放送等を活用した防災 情報の提供
- ●CATV等を活用した防災情報専用チャンネル の開設
- ●民間施設を活用した洪水標識設置の推進 (まるごとまちごとハザードマップ)
- ●民間施設を活用した情報提供のあり方 (民間との協定、民間施設への補助制度)



事例) 神奈川県川崎駅の河川情報表示板

○沖ノ鳥島の管理・保全の充実と利活用策の検討

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海 域におけるわが国の国際法上の権利、すなわち国土 面積を上回る約40万平方キロメートルの排他的経済 水域の権利の基礎となる極めて重要な島であること から、国土保全・利活用の重要性に鑑み、国の直轄 管理により十全な措置を講じるとともに、その前提 の上に可能な利活用策を検討する。

【管理・保全の充実】

沖ノ鳥島の適切な維持管理を図るため、護岸コン クリートの損傷について点検やひび割れの補修等を 行う。さらに、強い勢力の台風が頻繁に通過するな ど自然条件が厳しく、本土から遠く離れ交通手段も



沖ノ鳥島の全景

限られており、観測機器が一度破損すれば長期にわ たってデータが収集できなくなり、適切な維持管理



台風により風向・風速計の尾翼が 損傷し、1年以上にわたり欠測

に支障を来すおそれがあることから、台風等による 欠測に対し気象・海象観測の信頼性の向上を図るため、観測機器の二重化を行うとともに、作業架台の 補修を行う。

また、サンゴの増殖等による島の保全対策とあわせ、島の保全や礁内・周辺海域の利活用に必要となる電力等の確保方策を引き続き検討する。

○宮崎海岸における海岸保全施設整備事業の推進

新規直轄化要求する宮崎海岸は約40年間で平均約40m(最大90m)の砂浜が侵食され、一ツ葉有料道路目前まで浜崖が迫るなど、越波被害や重要幹線道路の流失など、地域経済への影響は甚大となるおそれがある。

位置図





侵食に影響する沿岸漂砂が及ぶ延長の長い一連の 海岸線全体で効果的な対策を講じるため、海岸管理 者だけでなく、ダム、河川、港湾、漁港等の管理者 を含めて総合土砂管理の考え方のもと保全対策を実 施する。

4. 効率的・効果的な事業の実施

公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供(VFM*最大化)するため、公共調達の改革等の取組及びコスト構造改革を積極的に展開していく。

(※VFM: Value for Moneyの略。投資に対して 最も価値の高いサービスを提供するこ と。)

(1) 公共事業の調達方式の改革 — 品質の確保と入 札契約の適正化 —

公共工事の品質確保の促進に関する法律(公共工事品確法)に基づき、公共工事の品質確保をより確実なものとするため、総合評価方式を積極的に活用していく。また、公共工事における入札談合等の相次ぐ摘発を踏まえ、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を始めとした入札契約制度の改善の一層の推進を図る。この条件整備の一環として、不良・不適格業者の排除や事務量の増大の抑制等を図るため入札ボンド制度を導入する。

① 公共工事等の品質確保の促進

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(公共工事品確法)」等を踏まえ、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため以下の取組を実施

- 総合評価方式の拡充
- 総合評価方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定
- 施工体制確認型総合評価落札方式の試行の拡大
- 中立かつ公正な審査の確保

- 調査・設計業務の適切な実施
- 発注者の支援
- 補助事業等における公共工事の品質確保について

治

水

- 新技術の積極的活用
- ② 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び 競争性の確保
 - 一般競争入札方式の更なる拡大等
 - 多様な発注方式の採用
 - 政府調達協定対象工事における一般競争入札方式の競争参加資格とする経営事項評価点数
 - 特定建設工事共同企業体の運用改善
 - 入札ボンド制度の活用
- ③ 著しい低価格による受注への対応 公共工事にかかるいわゆるダンピング受注につい ては、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発展

を図る観点から排除に努める必要がある。入札段階の「緊急公共工事品質確保対策」に加え、施工体制確認型総合評価方式や低入札価格調査制度対象工に係る特別重点調査の試行等を実施する。

(2) コスト構造改革への取組

公共工事のコスト縮減については、平成9年度から政府全体で取り組んでおり、国土交通省では平成14年度までに物価の下落等を含め2割以上のコストを縮減してきた。さらに、平成15年3月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、コストの観点から公共事業のすべての過程を見直す「公共事業コスト構造改革」に取り組んでいる。

- ① 現行の「公共事業コスト構造改革プログラム」 終了後の平成20年度も、新たに策定するプログラムに基づき、コスト構造改革の取組を継続する。
- (3) ダム事業における効率的、効果的な事業の実施

<コスト構造改革への取り組み事例>

区分	事例	総合コスト縮減効果
事業の重点 化・集中化	•河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。	(モデルケースによる試算例) ・従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約7億円のコスト縮減効果。 ※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づく B/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。(公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領による)
計画・設計の見直し	 ・水門ゲートを門柱タイプ(引き上げ式ローラーゲート)から門柱レスタイプ(ライジングセクターゲート)に変更し、門柱・操作台を不要とすることにより、コスト縮減を図る。 ・砂防ソイルセメントを用いた工法の採用により、建設発生土の有効活用が可能となり、環境への負荷軽減、施工の合理化による建設コストの縮減等を図る。 ・海岸養浜工事において、他事業で発生した土砂を有効利用し、土砂の運搬距離を短縮し、コスト縮減を図る。 	 (モデルケースによる試算例) ・ゲート工事費 約22億円→約19億円 (工事費全体では約14%のコスト縮減) (モデルケースによる試算例) ・砂防ソイルセメントを用いることにより、コンクリート工事費を 約85百万円→約29百万円 (工事費全体では約15%コスト縮減) (モデルケースによる試算例) ・養浜工事の土砂運搬距離を短縮し、工事費全体を約84百万円→75百万円 (工事費全体では約11%のコスト縮減)
管理の最適化	 維持管理の基準に基づき、河川毎の維持管理計画等を策定し、巡視・除草等の頻度の見直し等、河川の規模、特性に応じた効率的・効果的な維持管理を実施。 ダムコン標準仕様の見直しにより、ダム管理での操作性・安全性は確保し、各機器・機能の見直しでコスト縮減を図る。 	 (モデルケースによる試算例) ・現地状況によりメリハリをつけた管理を実施、除草回数を見直し、年間除草費用約587百万円→369百万円 (工事費全体では約37%のコスト縮減)(モデルケースによる試算例) ・修繕費用約150百万円→約116百万円 (工事費全体では約23%のコスト縮減)

○ダム事業に係る改革

ダム事業に関しては、納税者及び利水者のコスト 意識の高まり、国民の環境に対する意識の高まり、 国・地方の財政状況の悪化、水需要の伸びの鈍化等 の社会経済情勢の変化等に伴う要請に積極的に応え るべく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、 より効率的な予算執行、コスト縮減の新たな取り 組み、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組 みを通じて、ダム事業改革を推進する。

平成19年9月15日

事業マネジメントの徹底による工程・コスト管 理の高度化

⇒全国の直轄及び水資源機構のダムで工程・コストを統合管理するシステムを運用

- ・共通プロジェクトマネジメント (PM) ツールを通じて、工程やコストに関する情報を本省一整備局一事務所が共有し、工程・コスト管理を徹底
- 年度途中におけるコスト縮減や追加ニーズ 等の状況を的確に把握
- 上記を踏まえ、ダム間流用を適宜行うなど、 効率的な予算執行を実施

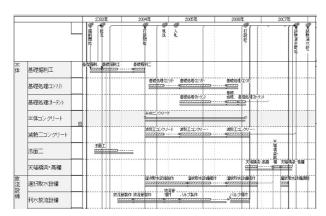
事業の透明性の確保

⇒国民や利水者に対し、予定工程等を公表

• 直轄・機構・補助の本体工事中のダムで、 予定工程等をHPで公表

計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト縮減 ⇒直轄及び水機構ダムでコスト縮減マネジメン トシステムを運用

• データベース化により、キーワード等を用いてコスト縮減事例を検索し、それらの事例を参考にした新たなコスト縮減の取り組みが可能に



PMツールを用いた工程管理のイメージ

⇒コスト縮減額等は、ダム間流用の弾力的実施などにより、ダム事業全体で有効に活用

(19)

既存ダムの有効活用の推進

既存ダムの活用により、洪水調節効果の増強による洪水リスクの軽減、水量回復による河川環境の改善など治水機能等を向上

○ダムの総点検による効果的なダム管理

平成18年より国土交通省所管の全ダムを対象に治水面の課題等についての総点検を実施中。点検結果に基づき、下流河川の改修状況とダムの操作規則が不整合なダムについて操作方法の見直しを実施する等の現段階で有効な対策を実施すると共に、引き続き点検により明らかとなった各ダムの課題を分析し、改善効果の高さ等に応じた効果的な操作方法の検討・運用、ダム機能向上等の対策を推進する。

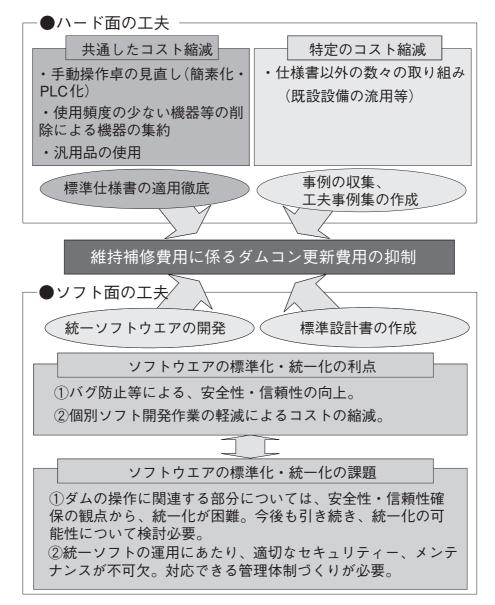
○ダム管理用制御処理設備のコスト縮減への取り組 み

ダム管理用制御処理設備(ダムコン)は、全ての ダムに設置され、ダム操作に必要な諸量情報収集、 演算処理及び操作等一連のダム制御運用を行う重要 な設備である。また、放流設備の規模、能力等の違 いによりダム毎に特注的な部分が多く、更新に係る 費用も大きい傾向にある。

今後も老朽化に伴い、順次更新されることから、 ダム運用上の安全性・信頼性を確保しつつ、更新費 用の抑制を図っていく。



ダムコンのコスト縮減への取り組み



<これまでの取り組み>

ハード面における標準的な構成、性能等を定めた「標準仕様書」を平成16年に改訂し、使用頻度の少ない機器の削除や、汎用品の使用等を位置づけ、コスト縮減を意識したものとなっている。また、ダムによっては既設設備の流用等独自の工夫によりコスト縮減を図っている事例もある。

<これからの取り組み>

現標準仕様書の適用事例はまだ少ないため、仕様 書適用の徹底を図ると共に、工夫事例を収集整理し、 広く情報提供することにより、更なるコスト縮減に 努める。

ソフトウエアは、ダムの特殊性から安全性・信頼 性を確保しつつ、更なるコスト縮減を図るべく、ソ フトの標準化・統一化に向けての検討を実施する。

5. 政策評価及び個別公共事業の評価

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、「①政策アセスメント(事前評価)」、「②政策チェックアップ(業績測定)」、「③政策レビュー(プログラム評価)」の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業 採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき 実施。

① 政策アセスメント(事前評価)の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有 効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策 を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現 状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行 い、具体的施策を提案。

- ○平成20年度概算要求等に係る政策アセスメント 対象施策
 - 海岸環境整備事業の拡充
 - 貯留浸透施設整備の推進
 - 非買収型の河川事業に伴う建替家屋に係る特 例措置の延長及び拡充(不動産取得税)
 - 災害関連・災害復旧助成事業の拡充
 - 河川管理施設等の戦略的維持管理
 - 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の創設
 - 直轄砂防管理費の創設
 - 土砂災害対策の推進による避難困難地におけ る避難場所の確保・保全

- 海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 の拡充

② 政策チェックアップ (業績測定)の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどの ような効果がもたらされるのかをできるだけ直接的 に表す業績指標(アウトカム指標)の測定を行い、 指標と施策に関わる現状を分析することにより、成 果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、そ の結果を予算等に反映。

③ 政策レビュー(プログラム評価)の概要

既存施策について、① 国土交通省の政策課題と して重要なもの、② 国民からの評価に対するニー ズが特に高いもの、③ 他の政策評価の実施結果等 を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する 必要があると考えられるもの、④ 社会経済情勢の 変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられ るもの等の観点からテーマを選定。

第三者から助言等を求めながら、総合的で掘り下

政策目標:水害等による被害の軽減

施策の概要

必要性:

諸外国と比較して厳しい我が国の国土条件や社会 条件において、水害被害の軽減を図り、安全で安心 できる社会活動を支える必要がある。

指標:洪水による氾濫から守られる区域の割合 主な施策:河川整備、ダム等洪水調節施設の整備、 砂防設備の整備

初期值	実績値	目標値
約58%	約60%	約62%
(57.8%)	(59.7%)	(61.7%)

指標:土砂災害から保全される戸数 主な施策:砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地 崩壊防止施設の整備

初期值	実績値	目標值
約120万戸	約130万戸	約140万戸

▶ 主な課題!

河川、ダム、砂防設備等の整備には計画から完成ま で長時間を要することが多いため、施設整備途上に おいてハード・ソフト一体となった減災体制の緊急的 な整備が必要である。

また計画規模を上回る洪水等による災害に対する体 制整備が必要である。

現状分析

- ○洪水による氾濫から守られる区域の割合 H17の実績値は59.7%と目標達成に向けて概ね 順調に推移している。
- ○土砂災害から保全される戸数 H17の実績値は約130万戸であり、目標達成に 向けて概ね順調に推移している。

今後の取組み■

- ○できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化 する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入 や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化など を強力に推進する。
- ○本体工事中のダムや水害が頻発している地域で の河川改修に重点的・集中的な投資を行うととも に、箇所数を厳密に管理し、計画的・効率的な施 設整備を図る
- ○下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を 重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区 における抜本的な浸水解消を図る。

【政策チェックアップの例】

治

げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改 善につなげる。

○政策レビュー河川局関係テーマ

※()内はとりまとめ予定年度

- 環境政策・省エネルギー政策の総合点検(H 19)
- 河川環境の整備・保全の取組み (H19)
- 総合的な水害対策の総点検(H21)
- 行政行動の改革 (H23)
- 美しい国づくり政策大綱(H23)
- バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律)(H23)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対 策の推進に関する法律 (H23)

④ 個別公共事業の評価

河川局所管事業について新規事業採択時評価や再 評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業 実施における客観性・透明性を確保。

(1) 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価 実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事 業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化し ようとする事業

(2) 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に 基づき、以下のいずれかに該当する事業について再

評価を実施。

- ① 事業採択後一定期間 (5年間) が経過した時 点で未着工の事業
- ② 事業採択後長期間(10年間)が経過した時点 で継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で一定期間(5年間)が経過 している事業
- ④ 再評価実施後一定期間(5又は10年間)が経 過している事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等によ り再評価の実施の必要が生じた事業

(3) 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」 に基づき、平成15年度より本格実施。

(4) 評価結果の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画 が承認された後、評価結果等についてインターネッ ト等を通じて公表。ただし、個別箇所で予算内示を される事業 (ダム事業等) については、概算要求書 の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に 公表。

(詳細については、http://www.mlit.go.jp/river/ gaiyou/hyouka/index.html 参照)

なお、上記(1)~(3)に係る評価に当たっては、費用 対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用便益分 析については、「治水経済調査マニュアル (案)」等 に基づき実施。

※事業の評価結果等

I. 新規事業採択時評価

事業	芝区 分	事 業 名	事業主体	総事業費 (億円)	B/C
	直轄事業等	木曽川水系連絡導水路事業	水資源機構	890	1.7
ダム事業 補助事業 最上小国川ダム建設事業			山形県	70	1.6
	補助事業	木屋川ダム再開発事業	山口県	400	1.3
海岸事業	直轄事業等	宮崎海岸直轄海岸保全施設整備事業	九州地方整備局	294	9.6

(23)

Ⅱ. 再評価結果

			再評価実施箇所数						再評価結果*					
事 業 区 分		0 -		業 区 分		10 年	準備計	再々	その他	計		継 続	中止	評価手
		着 工 継続中 画 5 年				うち継続見直し	中 正	続き中						
	直轄	事業等	2			4	6	12	8			4		
ダム事業	補 助	事 業				4	8	12	4		1	7		
	合	計	2	0	0	8	14	24	12		1	11		

水

※この他に、平成17年度末時点において「評価手続き中」となっていた下記事業について中止とする。

6. 次期「社会資本整備重点計画」の策定

- 社会資本整備重点計画は、社会資本整備を重 点的、効果的かつ効率的に推進するため、
- ① 社会資本整備事業によって実現すべき目 標を明確に示す
- ② 目標達成のために実施すべき社会資本整 備事業の概要を示す
- ③ 社会資本整備を効果的かつ効率的に実施 するための取組を示す

5 カ年の計画 (現行重点計画は平成15~19年 度が計画期間)。

• 平成20~24年度を計画期間とする次期「社会 資本整備重点計画」を策定する。

社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会と りまとめの方向性

- ○現行重点計画からの見直しのポイント
 - ① 成長力の強化と地域の自立・活性化に向け、 「活力」をより重視
 - ② 老朽化した社会資本ストックの増加に対応 し、維持管理や更新を重視
 - ③ 概ね10年後までに概成させる事業を明確化 し、重点化をさらに進める
 - ④ 指標の改善等により重点計画の分かりやすさ をさらに向上させる
- ○次期重点計画の具体的な改善内容
 - ① 将来 (概ね10年後) の経済社会の具体的な姿 の提示
 - ② 重点目標分野を「活力」、「安全」、「暮らし・ 環境」に整理

新たに維持管理や更新などの「横断的な政策課 題」を創設

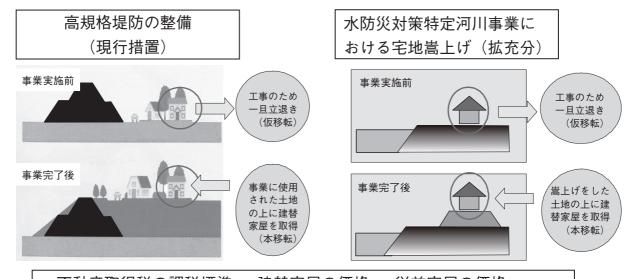
- ③ 新たな重点目標を追加 「ハード対策と一体となったソフト対策に よる被害の軽減」
- ④ 緊急性を有する事業の明確化
- ⑤ 分かりやすい身近な指標への改善 /「事業や施設間での連携による横断的指標の\ | 充実 | 等
- ⑥ 重点的、効果的かつ効率的な整備に向けた取 組の充実
 - |•VFM(Value for Money)最大化に向けた| コストの縮減
 - 入札・契約の透明性・競争性の向上等公 共調達の改革 等
- ○国土形成計画の実現に向けた社会資本整備重点計 画の推進
 - ① 国土計画と「車の両輪」としての社会資本整
 - ② 地方ブロックの社会資本の重点整備方針の充 実・強化
- ※上記の内容は、今後の策定作業の過程で変更する 場合がある。

7. 税制関係

○非買収型の河川事業に伴う建替家屋に係る不動産 取得税の特例措置(延長・拡充)

(高規格堤防整備に係る現行特例措置の対象事業 の拡充及び特例の恒久化)

事業用地の上に家屋を所有する者が、移転補償 金を受けて、工事のために一旦当該家屋を除却し、 工事終了後に当該土地の上に建替家屋を取得する こととなる非買収型の河川事業について、建替家 屋に係る不動産取得税の課税標準から、従前家屋 の価格を控除する現行措置について、対象事業を

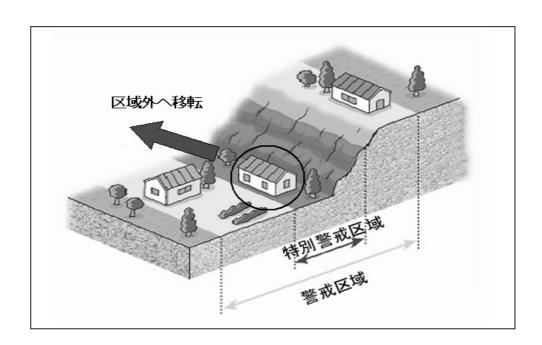


不動産取得税の課税標準 = 建替家屋の価格 - 従前家屋の価格

拡充するとともに、特例を恒久措置とする。 ○土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促 進のための不動産取得税の特例措置(延長)

土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域から、

移転補助(がけ地近接等危険住宅移転事業)を受けて当該区域外に移転する際に、新たに取得する住宅又は住宅用地について、不動産取得税を4/5に軽減する現行措置を2年間延長する。



○特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置(延長)

特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流

域において、設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/2に軽減する現行措置を2年間延長する。





雨水貯留浸透施設の例

8. 新たな行政課題に対する調査検討(行政部 費)

- (1) 水資源対策費
- ○水利使用者のコンプライアンス強化を通じた河川 管理手法の検討経費 (国費10百万円)
- (2) 水環境対策費
- ○河川におけるエコロジカルネットワーク形成経費 (国費19百万円)
- ○生物間相互作用(生態系サイクル)を活用した水 質改善に関する検討経費 (国費23百万円)
- ○総合的な土砂管理を効果的かつ効率的に推進する ための手引き作成についての検討経費

(国費12百万円)

- (3) 水害・土砂災害対策費
- ○水害・土砂災害時の避難誘導支援検討経費

(国費50百万円)

- ○地球温暖化による気候変動の影響に適応した国土 保全方策検討経費 (国費25百万円)
- ○洪水調節効果向上ダム操作手法検討経費

(国費20百万円)

- ○ダムアセットマネジメント(ダムの長寿命化施策) 検討経費 (国費30百万円)
- ○水害に対する地域防災力の評価手法及び戦略プラン策定手法の検討経費 (国費15百万円)
- ○砂防関係施設の適切な管理計画についての検討経 費 (国費10百万円)

9. 豪雨災害対策緊急アクションプラン (平成16年 12月10日) の実施状況

現状と課題

改善策

送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

避難行動等に有効な洪水予測情報は大河川 のみ(1時間間隔)



局所的降雨予測データを用いた中小河川 の洪水予測の高精度化(10分間隔)

被災経験の減少などにより市町村の避難勧告 の判断が遅れた



市町村毎に避難勧告の判断の基準の作成



水防法を改正し避難勧告の目安となる特別警戒水位を設定し、情報の提供

洪水時等の情報は、「河川の水位が○○m」な ど河川管理者側の情報で、住民に実感がない



氾濫域の浸水情報や土砂災害の前兆現 象の情報を実感できる情報として提供

平常時からの防災情報の共有の徹底

浸水想定区域図の作成は大河川が中心



水防法を改正し主要な中小河川において浸水想定区域図の作成・公表の義務付け

ハザードマップの作成・公表は361市町村のみ



水防法を改正し主要な中小河川においてハ ザードマップの作成・公表の義務付け

土砂災害警戒区域の指定は2県で213箇所と わずか



土砂災害警戒区域の指定の全国展開と土砂災害ハザードマップの作成・公表の義務付け

迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

中小河川は事業実施区間の流下能力の把握の みで水系全体の安全度が十分に把握されてい ない



全国で航空レーザー計測を行い各河川の 安全度を調査・評価・公表

堤防は計画高水位を基準に必要な断面の確保 (量的整備)を優先



市街地等を流れる区間で堤防の質的強化 を実施

ダムの操作ルールは、計画に基づき、洪水調節 と利水容量を区分して管理することが基本



事前放流などダムの機能をより有効に活 用できるよう操作ルールを変更

地域の防災対応力の強化

災害時の情報伝達に、災害時要援護者に対する配慮がない



災害時要援護者の円滑な避難行動支援 のための仕組みの整備

特定都市河川法では、地下空間管理者に対し 避難確保計画の策定・公表は努力義務



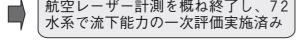
大規模な地下空間の管理者等に対して、 洪水時の避難確保計画の作成を義務化

平成19年7月現在の実施見込み

改善目標等

(27)

	全国10河川で試行	H21年度までに一級水系約900河川で整備
	ガイドラインに基づき11のモデル河川 のうち、6河川で判断基準を作成	全国の市町村で避難勧告判断基準を作成
	約1,100河川(水位周知河川)	H21年度までに約2,000河川(洪水予報河川 に移行する河川も含め)
	利根川で実施(はん濫水の予報)	H21年度末までに全国のはん氾濫区域の非常に大きい10河川で実施
>	土砂災害に関する情報提供等を337 市町村で実施	H19年度末までに約400市町村で実施
	浸水想定区域は744河川で公表済み (H19.6 現在)、更に今年度約290河川 で公表予定	H21年度までに浸水想定区域は 約2,200河川を公表
	(H19.6 現在)、更に今年度約290河川	
	(H19.6 現在)、更に今年度約290河川で公表予定 洪水ハザードマップは637市町村で公表済み (H19.6 現在)、更に今年度	約2,200河川を公表 H21年度までにハザードマップは



H19年度までに全ての一級水系河川に係わる 安全度について調査・評価・公表

直轄河川で約7,600kmの詳細点検、 を実施、中小河川で主要な区間(約7, 700km)で堤防現況図を作成済み H21年度末までに直轄河川約10,000km実 施、中小河川の主要な区間で堤防現況図を作 成し順次実施

直轄・水機構の延べ29ダムで事前放流を実施

■ 直轄・水機構の全てのダムについて事前放流 等の検討後適宜実施

市町村地域防災計画への災害時要援 護関連施設の規定を支援 | 引き続き市町村地域災害計画への災害時要援 | 護者関連施設の規定を支援

大阪市等5市の施設において避難確保計画を作成

■ 引き続き避難確保計画の作成を支援

平成20年度税制改正に関する要望

全水連は、自由民主党に対し、平成20年度税制改 正に関する要望書を提出いたしました。

今後、自由民主党におかれましては、党税制調査会の審議日程にあわせて、党国土交通部会、国土・建設関係団体委員合同会議においてヒヤリングが行われ、11月から党税制調査会において取りまとめられることとなっています。

平成20年度税制改正に関する要望

治水対策の推進のため、次のとおり税制の改正を 要望いたします。

非買収型の河川事業に伴う建替家屋に係る特例措置の適用期限を延長及び拡充すること。 (不動産所得税)

(理由)

事業用地の上に家屋を所有する者が、移転補償金を受けて、工事のために一旦当該家屋を除去し、工事終了後に当該土地の上に建替家屋を取得すること

となる非買収型の河川事業について、建替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例の対象事業を拡充するとともに、特例を恒久措置とする必要がある。

特例内容:建替家屋に係る不動産取得税の課税標 準から従前家屋の価格を控除

特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設 に係る特例措置の適用期限を延長すること。

(固定資産税)

(理由)

都市化の進展に伴い発生している著しい浸水被害 の防止のため、特定都市河川浸水被害対策法に基づ き指定された特定都市河川流域内において、都道府 県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為を行う場 合に民間の主体がその対策工事として設置する雨水 貯留浸透施設の償却資産部分については、固定資産 税の課税標準を2分の1に軽減するための上記措置 を講ずる必要がある。

特例内容:固定資産税の課税標準を2年間2分の

<全水連だより>

平成19年度全水連行事予定(後期)

平成19年度地方治水大会の日程のうち、決定していなかった会場等が、下記の通り決定いたしました

のでお知らせいたします。会員皆様の多数のご参加 をお願いいたします。

月 日	(曜)	時 刻	行	事	会場
10月18日	(木)	11:00	全水連秋季理事会		麹町会館3F
10月22日	(月)	14:00	中国地方治水大会		広島市広島県民文化センター
10月24日	(水)	13:30	近畿地方治水大会		福井市福井県民ホール
10月29日	(月)	13:30	四国地方治水大会		高知市高知会館
11月1日	(木)	13:30	九州地方治水大会		鹿児島市ホテルウエルビュー鹿児島
11月7日	(水)	13:30	東北地方治水大会		盛岡市ホテルメトロポリタン盛岡
11月9日	(金)	13:30	中部地方治水大会		長野県岡谷市文化会館
11月21日	(水)	13:30	19年度促進全国大会		シエーンバッハ・サボー (砂防会館別館)

機関紙"治水"10月号休刊のお知らせ

機関紙"治水"10月号は、都合により休刊といたします。ご了承願います。